

住宅防音工事を希望される皆様へ

平成18年1月の区域指定告示で新たに助成対象になった区域及び告示後住宅防音工事の助成対象区域における希望届の受付対象建築年月日の変更について

厚木飛行場周辺における住宅防音工事について、平成24年6月1日から「住宅防音工事希望届」の受付対象となる住宅の建築年月日が以下のとおり変更されます。

○拡大区域（H18.1.17告示）の受付対象建築年月日

年次区分等		区域	受付対象建築年月日
変更前	平成24年5月31日まで	75W～80W	<u>昭和61年9月10日までに建築された住宅</u> （高齢者等がお住まいの場合は、平成3年9月10日まで）
		80W～85W	<u>平成3年9月10日までに建築された住宅</u>
変更後	平成24年6月1日以降	75W～80W	<u>平成3年9月10日までに建築された住宅</u> （高齢者等がお住まいの場合は、平成8年9月10日まで）
		80W～85W	<u>平成8年9月10日までに建築された住宅</u>

○告示後住宅防音工事の受付対象建築年月日

年次区分等		区域	受付対象建築年月日
変更前	平成24年5月31日まで	85W以上	<u>平成8年9月10日までに建築された住宅</u>
変更後	平成24年6月1日以降	85W以上	<u>平成13年9月10日までに建築された住宅</u>

上記の変更により、新たに受付対象となる方で住宅防音工事を希望される方は、次の点に注意して、「住宅防音工事希望届」の提出をお願いします。

今回、新たに受付対象となる住宅については、

- ① 「住宅防音工事希望届」^{*}の受付を平成24年6月1日から開始しますので、南関東防衛局に提出して下さい。なお、この日より前に当局に希望届を提出されても受付いたしませんのでご注意ください。
- ② 希望届の提出に際し、防音工事の対象住宅であるか否か（建築年月日）を登記簿等の公的書類で確認されるようお願いいたします。
- ③ 希望届の受付状況を踏まえ、建築年月日の古い住宅から住宅防音工事を実施する予定です。
- ④ 従前の住宅を建て替えている場合、上記期間以外であっても対象となる場合がありますので、詳しくは問い合わせ先までお尋ね下さい。

※「住宅防音工事希望届」は、当局及び座間防衛事務所（大和市鶴間1-13-2、TEL046-261-4332）で配布しているほか、当局のホームページ（<http://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/>）からもダウンロードできます。

【希望届の提出、問い合わせ先】

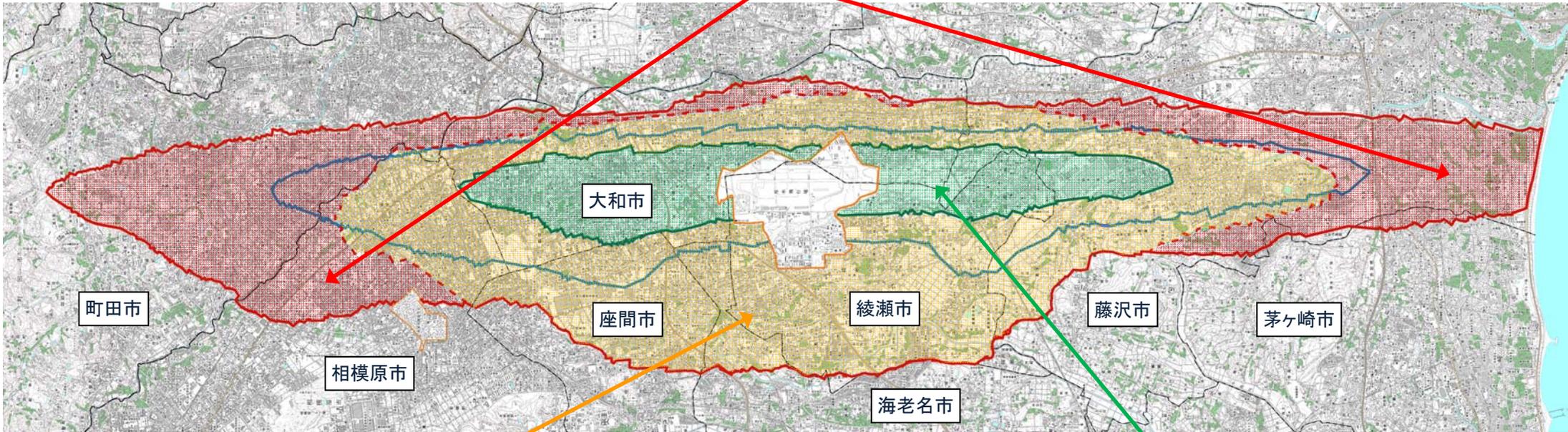
〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎

南関東防衛局 企画部 住宅防音課第1課・第2課

TEL 045-211-7113

厚木飛行場における第一種区域イメージ図

平成18年1月17日までに建築された住宅が対象です。(赤色箇所)
(平成24年6月1日以降、赤色箇所において、青色の線の内側(厚木飛行場に近い箇所)にお住まいの方又は高齢者、乳幼児等の方がお住まいの住宅は平成8年9月10日までに建築された住宅、それ以外は平成3年9月10日までに建築された住宅を対象に希望届の受付を行います。)



昭和61年9月10日までに建築された住宅が対象です。(黄色箇所)

平成13年9月10日までに建築された住宅が対象です。(緑色箇所)
(平成24年6月1日以降、緑色箇所においては、平成13年9月10日までに建築された住宅を対象に希望届の受付を行います。)

※ 町田市に関しては、北関東防衛局(企画部住宅防音課Tel048-600-1821)までお尋ねください。